

公民館職員（会計年度任用職員）募集要領

日勤（パートタイム）

主な業務内容

- ・公民館の窓口受付及び事務（パソコン操作有り）
- ・主催講座の企画・運営
- ・その他公民館施設の維持管理に関する諸業務（備品交換、簡易清掃を含む）

応募条件

上記の業務が可能で、下記の条件を満たす方

- ・公民館の仕事や社会教育に意欲を持って取り組むこと
- ・地方公務員法および市川市の服務に関する規定を遵守すること
- ・年間を通して、土日を含めた勤務が可能であること
- ・簡単なパソコン操作（Word、Excelを含む）ができること

勤務条件

- ・勤務場所 市内公民館
- ・勤務日数 土・日曜日を含む月 11 日程度（年間 135 日程度）
※ 別途研修やシフト外勤務をお願いする場合があります。
- ・勤務時間 午前 8 時 40 分～午後 5 時 10 分
※ 実働 7 時間 45 分（45 分休憩）
- ・採用期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
- ・報酬 時給 1,000 円程度（地域手当を含む）
期末手当支給（6 月、12 月）
※時給は令和元年 11 月現在の予定であり、令和 2 年度予算の成立が条件となります。
- ・交通費 規程により支給
- ・有給休暇 6 カ月後から付与
- ・その他 雇用保険 加入あり、健康保険及び厚生年金保険 加入なし、労災適用

募集人員

若干名

願書受付期間および受付方法

令和元年 11 月 16 日（土）～令和元年 12 月 6 日（金）

願書および作文を社会教育課へ郵送（当日消印有効）または持参してください。（各公民館への提出不可）

※作文課題：あなたが考える「公民館」とはどのようなところですか。

選考スケジュール

- 12月下旬 書類による一次選考
- 1月上旬 一次選考結果通知（一次選考後、合格者のみ後日面接を実施します）
- 1月下旬 面接による二次選考
- 2月中旬 二次選考結果通知（採用内定・不採用）
- 4月1日 採用

申し込み・問い合わせ先

市川市教育委員会 生涯学習部 社会教育課（採用担当）

住所：〒272-0023 市川市南八幡 1-17-15 市川市役所 南八幡仮設庁舎 2階 社会教育課

電話：047（320）3343（直通）

- ※ ご提出いただいた願書等の書類は、本件以外の目的には使用しません。
不採用の場合でも書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ なお、この募集は、令和 2 年度市川市一般会計予算の成立を条件とするものです。

Q&A

皆様からお寄せいただく質問をまとめました。

経験や資格がなくても大丈夫ですか？

経験や資格の有無は問いませんが、社会教育主事など資格をお持ちの方は願書にご記入ください。

主催講座の企画・運営とはどのような仕事ですか？

公民館で実施する主催講座の内容を検討し、講師の選定依頼及び調整等の企画業務を行います。
また、受講者の募集・決定・講座の進行等の運営業務を行います。

パソコンが使えないと働くことができませんか？

施設予約などの業務で、必ずパソコンの取り扱いが必要になります。

一次選考の結果は、いつ頃わかりますか？

一次選考の結果は、1月上旬に郵送します。1月下旬に面接を実施します。
面接会場は、南八幡仮設庁舎（市川市南八幡 1-17-15）を予定しています。

最終選考の結果は、いつ頃わかりますか？

最終選考の結果は、2月中旬に郵送します。
勤務は令和2年4月1日からとなります。

勤務地は決まっているのですか？

採用決定後に、通勤経路などを考慮し配属先を決定します。

採用期間は決まっていますか？

採用期間は1年間（令和3年3月31日まで）です。

公民館の休館日はいつですか？

公民館の休館日は、祝日法による休日・年末年始・毎月最終月曜日です。
原則として休館日の勤務はありませんが、行事や研修等で勤務となる場合があります。

残業はありますか？

研修、主催講座または事故、災害などの突発的な理由によりシフト外勤務をお願いする場合があります。

勤務体制について詳しく教えてください。

公民館の勤務体制は、各公民館に配置されている職員によるシフト制となっています。
そのため、土曜日や日曜日も含めて、全ての曜日出勤できる方を採用しています。
（特定の曜日出勤日として指定することはできません。）

採用後の身分は？

市川市の会計年度任用職員として採用されます。
地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。
（詳細は、別紙「勤務条件に関する留意事項」をご確認ください）

その他ご不明な点は、社会教育課にお問い合わせください。

市川市教育委員会 生涯学習部 社会教育課（採用担当）電話：047-320-3343（直通）

勤務条件に関する留意事項

1. 任用根拠について

この任用は、地方公務員法第22条の2の規定に基づく「会計年度任用職員」として任用するものです。

2. 服務に関する規程の適用について

会計年度任用職員についても、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されますのでご注意ください。

- ・ 服務の根本基準（地方公務員法第30条）
- ・ 服務の宣誓（地方公務員法第31条）
※ 服務の宣誓は、任期ごとに行う必要があります。
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ・ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

※ パートタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外ですが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されます。また、市での勤務時間と、兼業先の勤務時間との合計が、労働基準法第32条で定める労働時間（休憩時間を除き、1日8時間又は週40時間）を超える場合は、原則、勤務させることができません。また、これらの確認のため、営利企業への従事等に関し、報告を求めることがあります。

その他、市川市服務規程、市川市職員倫理規則、市川市職員等表彰規則等、市の各種規程が適用され、かつ、表彰、分限・懲戒処分等の対象となりますので、ご注意ください。

3. 条件付採用について

任期、勤務日数又は勤務時間の長短や前職の勤務実績の有無等にかかわらず、採用日から1か月間は、条件付採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。

また、採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されます。

なお、再度の任用の場合においても、その都度、条件付採用期間が設定されます。

条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第29条の2の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。

4. 研修について

研修については、職場での実際の業務をとおした研修（OJT）を行うほか、総務部が主催する会計年度任用職員向け研修への任意申込が可能です。

5. 再度の任用について

任期については、手続なく「更新」されたり、長期にわたって継続して勤務が約束されるものではありません。年度ごとに新たな職として設定していきます。同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て任用が決定されます。

なお、従前の勤務実績に基づく公募によらない再度の任用は、原則2回（当初の採用から原則3年）までとしています。毎年度公募することもありますので、予めご承知おきください。